

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の概要について

1. 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

地域密着型介護予防サービスを適切に運用するため、国の参酌基準等（現行と同じ）と同じ内容とする。ただし、「記録の整備」「運営規程」「掲示（重要事項の周知）」の一部については、国の参酌基準によらないものとする。

(1) 介護予防認知症対応型通所介護関係 （下線部分は国の参酌基準によらない箇所）

基本方針 (第4条)	サービス提供の目的、サービスの内容について規定
人員及び設備に関する基準	
単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型指定介護予防認知症対応型通所介護 (第5条-第7条)	事業所ごとにおくべき管理者及び従業者の職種・員数について規定 ・生活相談員：1以上配置 ・看護職員又は介護職員：2以上配置 利用定員 ・1日12人以下 設備及び備品等について規定 ・食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備等を備えること ・食堂及び機能訓練室の合計した面積は、3㎡に利用定員を乗じた面積以上（同一の場所可） ほか
共用型指定介護予防認知症対応型通所介護 (第8条-第10条)	従業者の員数及び利用定員等、管理者に関する規定 ・利用定員は、1日当たり3人以下とする ・管理者は定められた研修を修了していなければならない ほか
運営に関する基準 (第11条-第40条)	非常災害対策 ・非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業者に周知するとともに必要な訓練を行うこと 運営規程 ・事業の目的、運営方針、営業日、非常災害対策、苦情処理のために講ずる措置の概要 など重要事項に関する規程を定める 衛生管理等 ・利用者が使用する施設、設備等について衛生的な管理に努める等 掲示 ・事業所の見やすい場所に重要事項を掲示するほか、ホームページ等に掲載する等、周知に努める

	<p>苦情処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情窓口の設置等必要な措置を講じる等 <p>地域との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域住民等との連携及び協力等を図る等 <p>記録の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提供したサービスの内容、苦情の内容等の記録を整備し<u>5年間</u>保存する <p>ほか事業所の運営に関する事項について規定</p>
<p>介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第41条・第42条)</p>	<p>サービスの取扱方針について規定</p>

(2) 介護予防小規模多機能型居宅介護関係

<p>基本方針等 (第43条)</p>	<p>(1) 介護予防認知症対応型通所介護と同じ</p>
<p>人員に関する基準 (第44条-第46条)</p>	<p>事業所ごとにおくべき管理者・代表者及び従業者の職種・員数について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護従業者（1以上は看護師又は准看護師） 夜間及び深夜以外 通いサービス：利用者数3に対し1以上 訪問サービス：1以上 夜間及び深夜 夜間及び深夜の時間帯を通じて1以上及び宿直勤務に必要な数以上 ・ 介護支援専門員を専従で配置 ほか
<p>設備に関する基準 (第47条・第48条)</p>	<p>登録定員、利用定員及び設備等について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 登録定員 25人以下 ・ 利用定員 通いサービス 登録定員の1/2から15人まで 宿泊サービス 通いサービスの利用定員の1/3から9人まで ・ 一の居室の床面積は7.43㎡以上 ほか
<p>運営に関する基準 (第49条-第65条)</p>	<p>非常災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業者に周知するとともに必要な訓練を行うこと等 <p>運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の目的、運営方針、営業日、非常災害対策、<u>身体拘束を行う際の手続、苦情処理のために講ずる措置の概要</u> など重要事項に関する規程を定める <p>衛生管理等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が使用する施設、設備・備品等について衛生的な管理に努める等 <p>掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の見やすい場所に重要事項を掲示するほか、<u>ホームページ等に掲載する等、周知に努める</u> <p>苦情処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 苦情窓口の設置等必要な措置を講じる等

	<p>地域との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営推進会議の設置、地域住民との交流を図ること等 <p>記録の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供したサービスの内容、苦情の内容等の記録を整備し<u>5年間</u>保存する <p>ほか事業所の運営に関する事項について規定</p>
介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第66条-第69条)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護と同じ

(3) 介護予防認知症対応型共同生活介護関係

基本方針 (第70条)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護と同じ
人員に関する基準 (第71条-第73条)	<p>事業所ごとにおくべき管理者・代表者及び従業員の職種・員数について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護従業者（共同生活住居ごとに配置）：利用者数3に対し1以上 *夜間及び深夜の時間帯は1以上 ・計画作成担当者：共同生活住居ごとに専従で配置 ・管理者：共同生活住居ごとに常勤かつ専従で配置すること ・代表者：必要な経験、研修等に関すること ほか
設備に関する基準 (第74条)	<p>利用定員及び設備等について規定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入居定員は5人以上9人以下 ・一の居室の床面積は7.43㎡以上 ほか
運営に関する基準 (第75条-第86条)	<p>入退居</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サービスは要支援者であって認知症であるもののうち、少人数による共同生活を営むことに支障がない者に提供するものとする等 <p>運営規程</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業の目的、運営方針、非常災害対策、身体拘束を行う際の手続、<u>苦情処理のために講ずる措置の概要</u> など重要事項に関する規程を定める <p>非常災害対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に関する具体的計画を立て、関係機関への通報及び連携体制を整備し、従業者に周知するとともに必要な訓練を行うこと等 <p>掲示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の見やすい場所に重要事項を掲示するほか、<u>ホームページ等に掲載する等、周知に努める</u> <p>苦情処理</p> <ul style="list-style-type: none"> ・苦情窓口の設置等必要な措置を講じること等 <p>地域との連携等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運営推進会議の設置、地域住民との交流を図ること等 <p>記録の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提供したサービスの内容、苦情の内容等の記録を整備し<u>5年間</u>保存する <p>ほか事業所の運営に関する事項について規定</p>

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 (第87条-第90条)	(1) 介護予防認知症対応型通所介護と同じ
--	-----------------------